

特定処遇改善金分配に関するお知らせ

特定処遇改善加算とは(社保審一介護給付費分科会資料引用)

介護人材確保のための取り組みをより一層すすめるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることである。

経験・技能のある職員とは、勤続10年以上の介護福祉士を基本とする。

- 算定要件①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること
 ②職場関係等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること
 ③介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること
 ④サービス種別により定められた、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算等を算定していること

1、

特定処遇改善加算 算定率			月額換算(昨年度実績より)
SS	新加算Ⅰ	2.7(%)	185,000
デイ	新加算Ⅱ	1.0(%)	60,000
わくわく	新加算Ⅰ	1.5(%)	65,000
GH	新加算Ⅰ	3.1(%)	157,000

特定処遇改善加算は、介護報酬に上記率を掛けて算定する。

2、

基本加算額(月額支給額)			
	①、経験技能のある介護士	②、その他の介護士	③、その他の職種
SS	20,000	10,000	5,000
デイ	なし	12,000	6,000
わくわく	13,000	6,500	3,250
GH	19,000	9,500	4,750

①、経験技能のある介護士の要件

介護福祉士であることは絶対条件

評価B以上、知識技術テスト合格者、全勤務可能

上記に1つでも該当する場合は、査定の上、加算金を決定する。

②、その他の介護士の要件

①以外の介護士

評価、知識技術テスト等を査定し、加算額を決定する。

③、その他の職種

介護士以外の職種(年収440万円以下)

3、備考

☆兼務者は減額査定あり。

☆デイサービスは、①を置かず配分する。

☆特定処遇加算は、介護報酬により変化するため、年度途中に加算額を変更する場合がある。

☆夜勤等で、他部署で勤務する職員については、賞与時に査定し加算する。